

泉佐野市における 障害者虐待防止の取り組みについて



令和5年2月13日

大阪府泉佐野市健康福祉部地域共生推進課

泉佐野市の概要

泉佐野市は大阪府南部に位置し、恵み豊かな大阪湾に面するとともに、山間部が金剛生駒紀泉国定公園に指定された和泉山脈に属する自然の美しいまちです。また、鎌倉時代から戦国時代にかけての荘園である日根荘の風景が残る山間部の景観と、臨海部にあるりんくうタウンや関西国際空港の近代的な風景が共存するまちでもあります。瀬戸内式気候に属し温暖で降水量も比較的少なく、また交通の利便性も高く暮らしやすい環境となっています。

総人口	98,607人（住基人口）
世帯数	47,771世帯
障害者手帳所持者数	6,396人（延べ）
障害福祉サービス利用者数	1,090人

（2022年4月1日現在）



令和3年度 障害者虐待・高齢者虐待の対応件数

	障害者虐待			高齢者虐待	
	養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待	養護者による高齢者虐待	養介護施設従事者による高齢者虐待
通報・届出・相談件数	26	3	0	37	6
虐待と判断した件数	12	0	0	18	1
虐待でないと判断した件数	9	5	0	18	5
虐待の判断に至らなかった件数	5	0	0	4	0

令和3年度 通報・届出・相談者の内訳

	障害者虐待			高齢者虐待	
	養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待	養護者による高齢者虐待	養介護施設従事者による高齢者虐待
本人	3	1		3	
家族・親族		1		3	1
相談員・ケアマネ	2	1		10	2
警察	15			10	
サービス従事者	2			4	2
近隣住民・知人	1			1	
民生委員	1				
医療機関				1	
市職員	1			2	
その他	1	1		2	1

令和3年度 認定した虐待類型（養護者虐待）

	障害者虐待			高齢者虐待
	重度	中度	軽度	
身体的虐待	0	0	8	9
性的虐待	0	0	0	0
心理的虐待	0	0	3	10
放棄・放置	0	0	1	6
経済的虐待	0	1	2	4

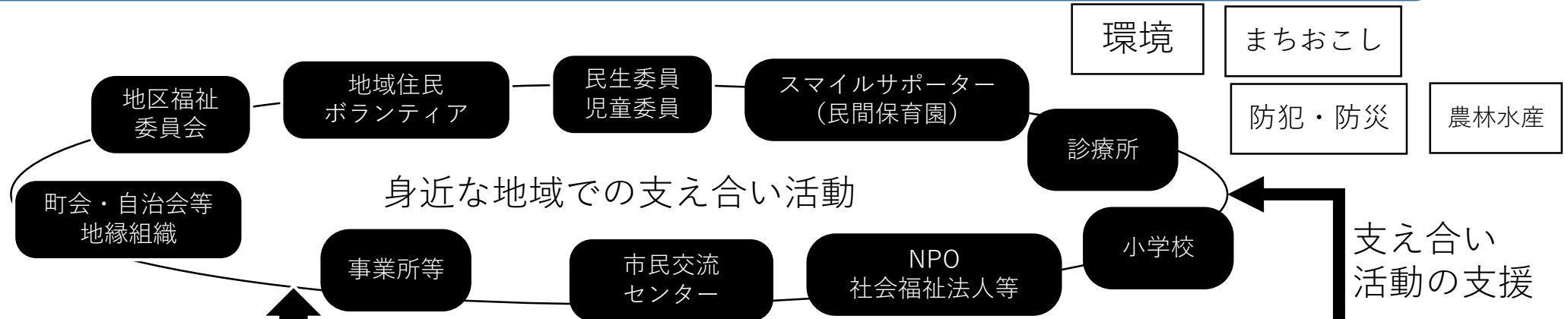
泉佐野市における包括的支援体制の整備経過

- 平成18年4月1日 市社協に地域包括支援センター設置（市域全域担当）。
地域ケア会議を社協の実施要綱で開設。
CSW事業実施（4名/社協および社会福祉法人）
- 平成20年4月 泉佐野市・熊取町・田尻町自立支援協議会設置
- 平成26年4月 市社協に泉佐野市・田尻町基幹相談支援センター「あいと」設置
泉佐野市・田尻町自立支援協議会設置
- 平成29年3月31日 厚生労働省関係5課長通知「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」
を踏まえ、事業の効果・効率性や対象者の生活の質を高めるため、複数の事業を連携
して一体的に実施する方策を検討
- 平成31年4月1日 市役所機構改革により「地域共生推進課」設置
市社協に全世代型・全対象型の「基幹包括支援センターいずみさの」設置
- 令和2年 4月1日 市社協に全世代型・全対象型の「地域型包括支援センター」1か所設置
（包括支援センターしんいけ）
- 10月1日 市内各社会福祉法人に全世代型・全対象型の「地域型包括支援センター」4か所設置
（佐野中圏域包括支援センター泉ヶ丘園など4か所）

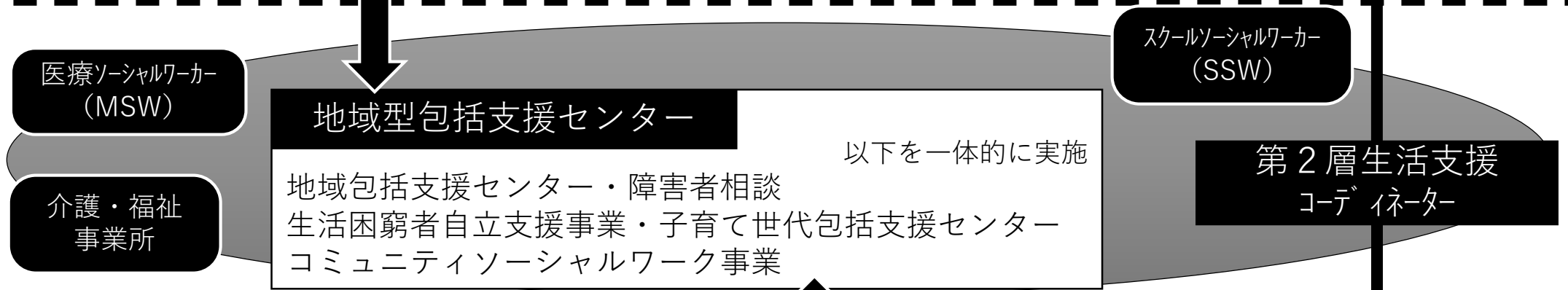
泉佐野市の包括的支援体制のイメージ図

[泉佐野市第3次地域福祉計画より]

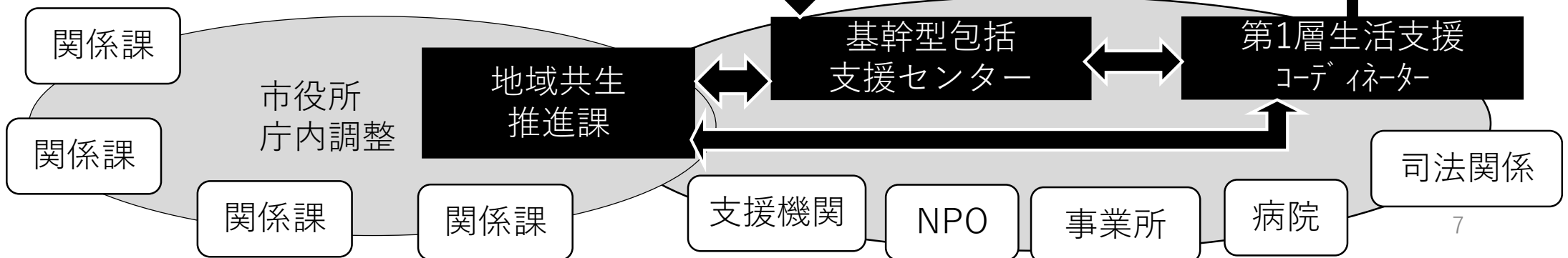
第1次圏域



第2次圏域



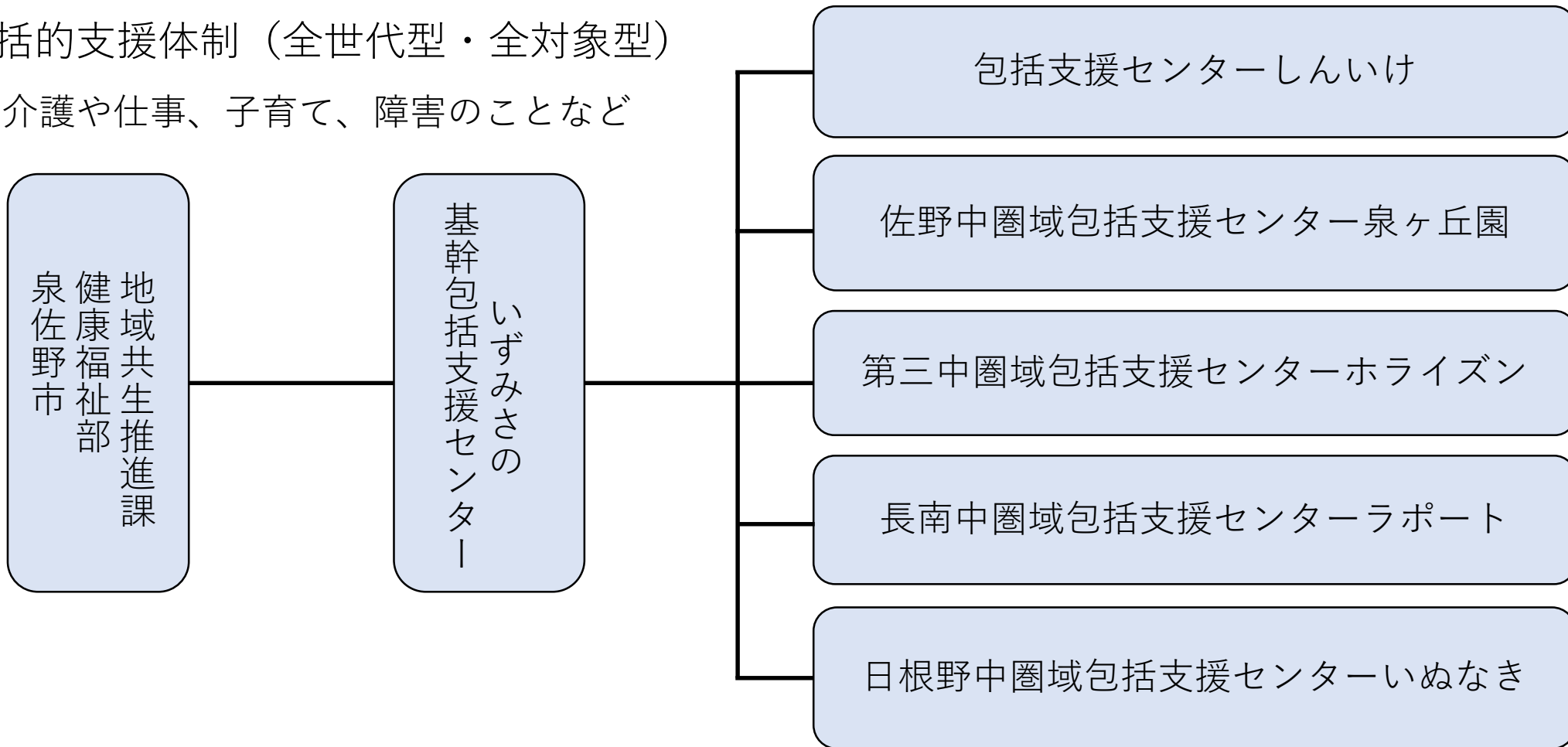
第3次圏域



泉佐野市の福祉相談窓口の体制

包括的支援体制（全世代型・全対象型）

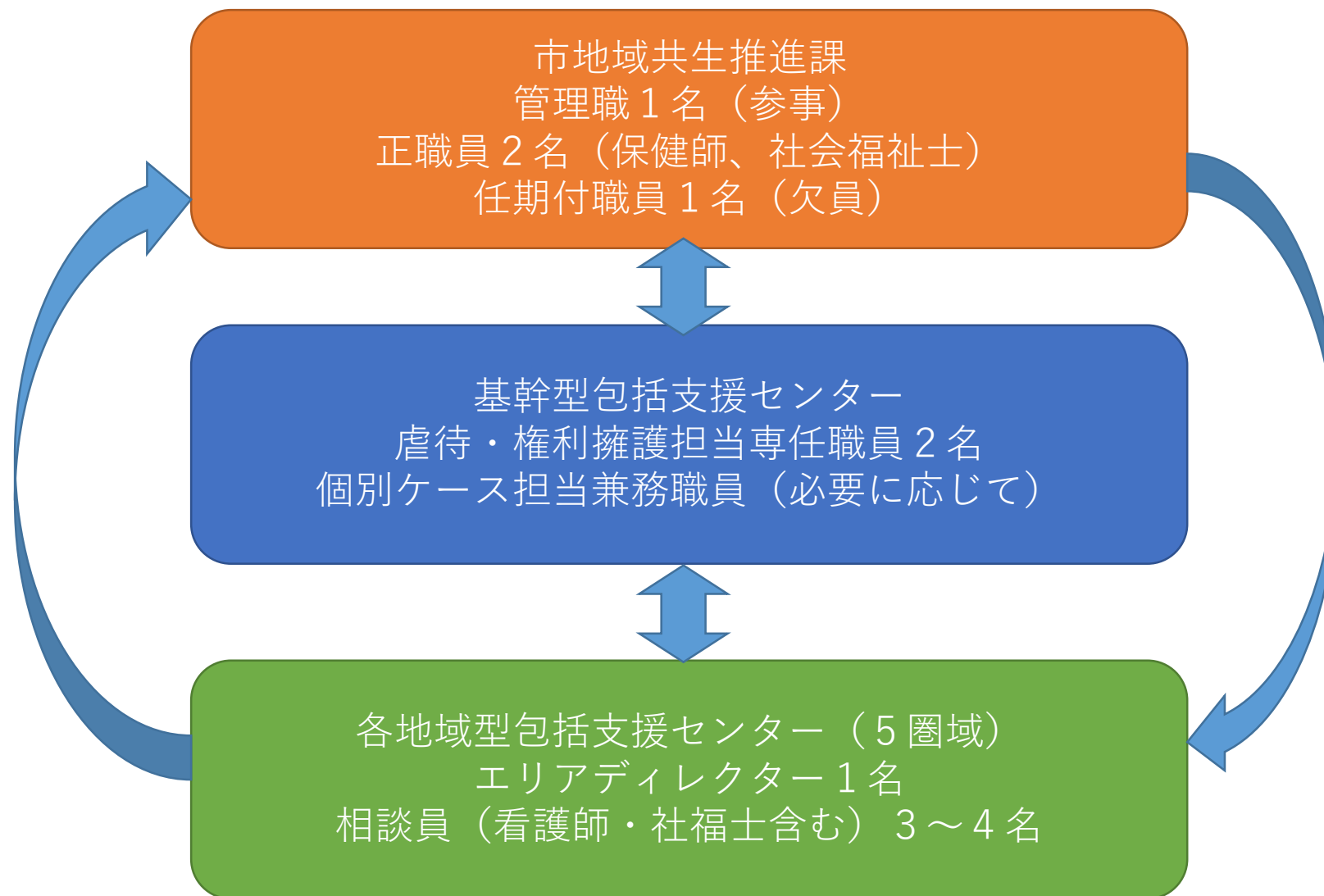
介護や仕事、子育て、障害のことなど



基幹型包括支援センターと地域型包括支援センターの実施事業

分野	基幹型・機能強化型包括支援センター	地域型包括支援センター
高齢	基幹型・機能強化型包括支援センター事業 (認知症総合支援事業、 在宅医療・介護連携推進事業含む)	地域型包括支援センター事業
障害	基幹相談支援センター事業 (機能強化分含む)	障害者相談支援事業
子ども	子育て世代包括支援センター事業 (基本型・母子保健型)	子育て世代包括支援センター事業 (母子保健型)
困窮	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 ・就労準備支援事業 ・家計改善支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 ・就労準備支援事業 ・家計改善支援事業
その他	地域自殺対策強化事業	コミュニティソーシャルワーカー事業
備考	すべての福祉分野に対応するパッケージ化した事業として、包括支援センター間の調整、後方支援、市域における事業について中心的役割を担う。	すべての福祉分野に対応するパッケージ化した事業として、泉佐野市の各中学校圏域における、総合相談機能、各事業や制度に沿った支援を行う。

障害者虐待・高齢者虐待防止の実施体制



障害者虐待・高齢者虐待防止に係る役割分担

機関名	主な役割
市地域共生推進課	虐待の判断（虐待の有無、緊急性、分離の必要性） 障害・介護サービス事業所に対する事実確認・指導 措置・立入調査の実施、成年後見市長申立の実施
基幹型包括支援センター	会議の事務局 情報の集約、市・地域型への伝達 地域を特定できないケース・市外ケースの対応 地域型への後方支援
地域型包括支援センター	相談支援・虐待の事実確認 養護者支援 関係各機関との調整、相談支援事業所の後方支援 継続ケースのモニタリング

障害者虐待・高齢者虐待防止に係る会議

会議名	開催頻度	内容
虐待関係会議（定期）	月3回	コアメンバー会議・支援方針会議・情報共有会議を集中的に行う。市・基幹は全ケースに、地域型はケース毎に入れ替わりで参加。
虐待関係会議（臨時）	随時	定期の会議では対応が間に合わないケースについて、臨時的にコア会議等を行う。
虐待レビュー会議	3か月に1回	継続中の全ケースについて現状確認を行い、虐待終結の判断も行う。
権利擁護会議	年1回以上	障害者・高齢者虐待防止ネットワーク会議、消費者安全確保地域協議会、障害者差別解消地域協議会等を兼ねた会議体

現在の体制に移行するまでの取り組み

時期	取り組み内容
平成31年3月まで	市社協に地域包括支援センター、基幹相談支援センターを設置し、それぞれに高齢者・障害者虐待対応を委託していた。
平成31年4月	市社協に委託していた地域包括C・基幹相談Cを包括的支援体制に移行、市もこれまでの障害福祉総務課をベースに高齢福祉・生活困窮等の部門を統合して地域共生推進課を立ち上げ。
	虐待対応も障害・高齢を同じスキームに統合。ただし、様式はこれまでのものをそのまま使用し、虐待会議は随時開催。
令和2年3月	市と基幹型で1年間障害者・高齢者虐待の対応をしてきた経験を踏まえ、現在の体制で使いやすいように虐待のオリジナル様式を作成。4月から試行開始。
令和2年4月	市社協に地域型の「包括支援センターしんいけ」を立ち上げ。新池中学校区のみ現在の3層構造の虐待防止体制を開始。
令和2年10月	残り4か所の地域型包括支援センターを立ち上げ。虐待会議を定期開催化。虐待の新様式を微修正のうえ本格運用開始。

現在の体制のメリット・デメリット

メリット

- 高齢者と障害者が同居する世帯で虐待が発生した場合も、一体的な支援が可能。
- 虐待の要因が養護者の生活困窮であった場合に、虐待防止・障害者支援・生活困窮者支援を総合的に支援することが可能。
- 3者が互いにバックアップしあうことにより、より組織的で柔軟な対応が可能。
- 市民にとっては相談の窓口が一本化され分かりやすい。

デメリット

- 地域型を運営する各法人のキャラクターによって対応方針が異なる場合がある。
⇒より頻回に会議を行うことにより、できるだけ統一した方針で動けるよう工夫している。

ご清聴ありがとうございました